

「板橋区スポーツ推進ビジョン 2035」策定検討委員会傍聴規程

令和 7 年 4 月 2 日区民文化部長決定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、「板橋区スポーツ推進ビジョン 2035」策定検討委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定める。

(会議の公開)

第 2 条 何人も、本規程の定めるところにより、委員会の会議を傍聴することができる。
ただし、会議の内容が東京都板橋区情報公開条例（平成 12 年板橋区条例第 1 号）に規定される非公開情報が含まれる等の場合は、この限りではない。

(傍聴の許可)

第 3 条 委員会を傍聴しようとする者は、「板橋区スポーツ推進ビジョン 2035」策定検討委員会委員長（以下「委員長」という。）に対して、会議開始時刻までに書面（別記様式 1）により傍聴を申込み、傍聴の許可を得るものとする。

2 傍聴の許可は、傍聴券（別記様式 2）の交付をもって行う。傍聴券の交付を受けていない者は、委員会の会場に入室することができない。

3 委員長は、委員会を行う会場を勘案して傍聴者の定員を定め、前項の申込みがその数に達するまで、申込者の先着順に傍聴を許可するものとする。ただし、委員長が特段の事情があると認める場合には、先着順によらず傍聴を許可することができる。

4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴が終了するまで傍聴券を携帯し、傍聴を終えたときは直ちにこれを返還しなければならない。

5 傍聴券の交付に係る事務は、スポーツ振興課が所管する。

(傍聴者の会議資料の閲覧)

第 4 条 委員長は、委員会を開催するときは、会議資料を傍聴者の閲覧に供するものとする。ただし、会議資料に東京都板橋区情報公開条例（平成 12 年板橋区条例第 1 号）に規定される非公開情報が含まれる場合は、この限りではない。

(傍聴者の遵守事項)

第 5 条 傍聴者は、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯しないこと。
- (2) ゼッケン、たすき等を着用したり、ビラ、プラカード、旗の類を持ち込んだりしないこと。
- (3) 酒気を帯びていないこと。
- (4) 会議中にみだりに席を離れないこと。

- (5) 発言し、又は拍手その他の方法により、自分の意見を表明しないこと。
- (6) 騒ぎ立てる等、委員会の妨害をしないこと。
- (7) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (8) 通信機器等を使用しないこと。
- (9) 許可なく写真撮影、録画、録音等をしないこと。
- (10) その他委員会の支障となる行為をしてはならない。

2 傍聴者は、委員会会場においては、委員長及び委員会の庶務を担当するスポーツ振興課の職員の指示に従うものとする。

(入室の拒否及び退室の命令等)

第6条 委員長は、次の各号の一に該当すると認める者については、入室の拒否又は傍聴の許可を取消することができる。

- (1) 傍聴券を携帯していない者。
- (2) 異様の扮装をなした者。
- (3) 前条に違反する行為を行った者。

(傍聴者の退室)

第7条 傍聴者は、次に掲げる場合には、速やかに退室しなければならない。

- (1) この規程に違反し、委員長に傍聴の許可を取り消されたとき。
- (2) 委員長が委員会を非公開と決定したとき。

2 前項第1号の規定により退室を命じられた者は、当日再び委員会会場に入ることはいできない。

(委任)

第8条 委員会の傍聴に関し、この規程に定めのない事項は、委員長が定める。

付 則

- 1 この規程は、決定の日から施行する。
- 2 この規程は、「板橋区スポーツ推進ビジョン 2035」を策定した日をもって廃止する。

(様式 1)

整理番号 _____

第 _____ 回「板橋区スポーツ推進ビジョン 2035」策定検討委員会傍聴申込書

年 月 日

「板橋区スポーツ推進ビジョン 2035」策定検討委員会の傍聴を申し込みます。なお、傍聴に際しましては傍聴規程を遵守します。

傍聴希望者

氏 名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

..... (き り と り 線)

(様式 2)

整理番号 _____

傍 聴 券

年 月 日

傍聴者氏名 _____ 様

第 回「板橋区スポーツ推進ビジョン 2035」策定検討委員会の傍聴券を交付します。

「板橋区スポーツ推進ビジョン 2035」策定検討委員会

※ 注意事項

- ・ 委員会の審議開始前までに、傍聴席に着席してください。
- ・ 傍聴券の提示がない場合、委員会の傍聴はできません。
- ・ 傍聴券の再発行はしません。
- ・ 裏面の「板橋区スポーツ推進ビジョン 2035」策定検討委員会傍聴規程（抜粋）を遵守 してください。
- ・ お帰りの際は、本券を係員へ返却してください。